

令和6年 下呂市農業委員会第10回総会議事録

開催日時	令和6年10月3日 14:00～16:00
開催場所	下呂総合庁舎 大会議室
出席委員	1 番 山下 康子                      2 番 上野 耕正                      4 番 嶋田 浩 5 番 熊崎 みどり                      6 番 中島 義彦                      7 番 林 忠助 8 番 中川 元宏 (推)                      9 番 中川 輝男 (推)                      10 番 田中 覚章 (推) 11 番 二村 昭司                      12 番 小林 寿                      13 番 川口 太三 (推) 15 番 中島 尊治                      18 番 二村 正明 (推)                      21 番 金森 茂俊 22 番 中島 義雄                      23 番 中島 悠                      24 番 日下部 道男 (推) 25 番 井戸 克彦 (推)                      26 番 杉山 裕 (推)
欠席委員	3 番 大森 公治 (推)                      14 番 鎌倉 誠也                      16 番 福井 順也 17 番 中島 次郎 (推)                      19 番 熊崎 徹 (推)                      20 番 中桐 由起子 (推)
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 41 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事 42 号 農地法第4条の規定による許可申請について 議事 43 号 農地法第5条の規定による許可申請について 第4 その他
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数12名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第10回農業委員会を開催いたします。
会 長	【会長あいさつ】
会 長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 7 番 林 忠助 委員 11 番 二村 昭司 委員 をお願いいたします。
会 長	議題第41号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の2～3ページをお開きください。こちらの案件につきまして、事務局説明をお願いいたします。
会 長	農地法第3条申請5件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。今回の申請内容については、無償による所有権移転が1件、有償による所有権移転が4件提出されています。

番号1については農振農用地ではありません。譲渡人は農地の管理が難しいため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

番号2については農振農用地ではありません。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は転入し、申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

番号3については農振農用地ではありません。赤枠で囲んである部分が申請地です。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は転入し、申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

番号4については農振農用地ではありません。譲渡人は譲受人から譲渡を依頼されたため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け、申請地の近隣に居住している家族とともに農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

番号5については農振農用地ではありません。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は転入し、申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

以上、農地法第3条申請について審議をお願い致します。

4番

1番について説明します。場所は上呂からサイラノへ入った\*\*\*の手前です。鉄塔と山との間の小さな土地ですが、畑として耕作したいとのことなので問題ありません。

7番

2番について説明します。場所は宮萩原線に隣接するところで、\*\*\*のすぐ下です。転入し、住宅等も購入されるようです。隣接する農地を耕作したいとのことなので、問題ありません。

23番

3番について説明します。場所は関金山線の\*\*\*の斜め向かいです。譲受人が下呂市へ遊びにきたときに、下呂市に住みたいということになり、転入し、今回申請しています。地元の方と協力しながら農業を行いたいとのことなので問題ありません。

25番

4番について説明します。場所は国道41号より8キロほど北上した場所です。譲受人は申請地近隣に住む父と協力しながら耕作を行うとのことなので問題ありません。

26番

5番について説明します。場所は国道41号から八幡へ向かう信号から30mほど市街地に入ったところです。譲渡人は遠方に住んでおり、管理できない状態です。譲受人は転入し耕作されるということですので、問題ありません。

会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請5件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。  【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。
会 長	議題第42号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の4ページをお開きください。
会 長	農地法第4条許可申請1件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。
事務局	議案第42号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が1件、面積については畑16㎡です。  番号1については、申請地を一般個人住宅の進入路として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われまます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。  以上、農地法第4条申請について審議をお願い致します。
7番	1番について説明します。先ほどの3条の申請と同一の申請者です。住宅への進入路として利用します。周辺への影響はないため、問題ありません。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請1件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。  【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。

会 長

議題第43号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。  
議案の5～7ページをお開きください。

会 長

農地法第5条許可申請6件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局

議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が5件、植林への転用が1件、面積については田487㎡、畑1,567.09㎡です。

番号1については、申請地を借り受け、一般個人住宅の進入路として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地図ですが、赤枠で囲んである部分が申請地です。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われまます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

番号2については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の進入路として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地図ですが、赤枠で囲んである部分が申請地です。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われまます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

事務局

番号3については、申請地を譲り受け、植林及び倉庫として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地図ですが、赤枠で囲んである部分が申請地です。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われまます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

番号4については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地図ですが、赤枠で囲んである部分が申請地です。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われまます。

番号5については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の進入路として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われまます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

事務局	<p>番号6については、申請地を譲り受け、石積みとして利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。</p> <p>以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。</p>
15番	<p>1番について説明します。場所は***から200mほどのところですが。以前から進入路として利用しており、転用済みと申していたとのことです。自宅への進入路ということで問題ありません。</p>
事務局	<p>2番について説明します。担当委員欠席のため、代読します。場所は***の近くです。一般住宅用地の一部として利用したいとの申請であり、周辺にも農地は無いため、問題ないと思われます。</p>
事務局	<p>3番について説明します。担当委員欠席のため、代読します。場所は***の近くです。***という神社の周辺に植林及び納屋を地区の倉庫として利用したいとの申請です。周辺の農地の同意は得られていることから問題ありません。</p>
事務局	<p>4番について説明します。担当員欠席のため、代読します。場所は***から北へ400mくらいの位置です。申請者は実家が手狭なため、住宅を新築したいとの申請であり、周辺は申請者所有の土地であるため、問題ありません。</p>
18番	<p>5番について説明します。場所は***の上です。土地を調べたところ、他の所有者の土地があることが判明したため、追認案件で申請しています。周辺に農地は無く問題ありません。</p>
18番	<p>6番について説明します。場所は下呂駅から北へ200mほどのところですが。石垣として利用したいとのことです。周辺に農地は無いため問題ありません。</p>
会 長	<p>状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします</p>
11番	<p>第4条で申請のあった件は第5条で申請するべきでしょうか？どちらでも良いのでしょうか？</p>
事務局	<p>下呂市の場合、追認案件については4条でも5条でも認めています。県内では追認案件については、4条で先に処理をしてきれいにしてから売買するよう指導している市町村もあるようです。5条は共同申請になりますので、追認案件の罪を一緒にかぶせるということを嫌う市町村があります。今回の4条申請では是正をしてから売買というのは他市町村ではむしろ良しとしています。ただし、4条申請だと地目変更で一度法務局へ行って、そのあと、所有権移転でもう一度行くという2段階の手間がかかります。下呂市農業委員会では地目変更と所有権移転が法務局で一回の手続きでできることから5条での申請を認めています。</p>

会 長

ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請6件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。

会 長

ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。

会 長

以上で本日の案件は全て終了となります。その他何かありましたらご意見伺います。

会 長

以上をもちまして、第10回 下呂市農業委員会を閉会します。

16時00分閉会

※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った

本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。

下呂市農業委員会

番

番